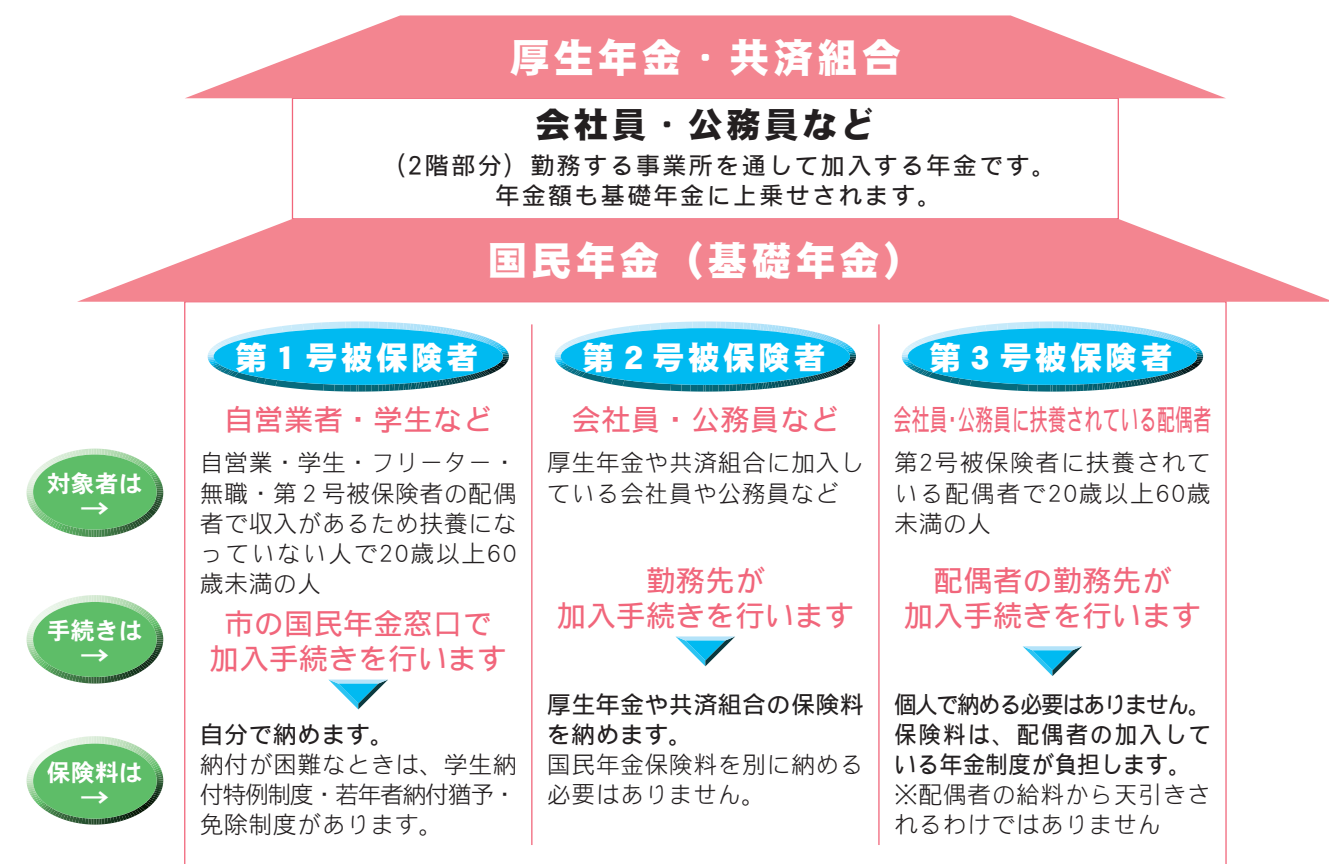


年金の基本 国民年金は3つのグループがあります。あなたはどれですか？



こんなときは必ず届出を！

こんなとき	どうする	届出先
20歳になったとき	国民年金に加入の手続きをする	第1号被保険者→市役所 第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする(被扶養配偶者も同じ)	市役所
配偶者の扶養になったとき(結婚、退職等)	第3号被保険者への種別変更手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき(離婚、収入増等)	第3号→第1号被保険者への種別変更手続きをする	市役所
配偶者が会社を変ったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者→市役所 第2号被保険者→勤務先 第3号被保険者→社会保険事務所または配偶者の勤務先
氏名・住所が変わったとき	氏名、住所の変更手続きをする	第1号被保険者→市役所 第2号被保険者→勤務先 第3号被保険者→配偶者の勤務先
口座振替を開始、変更、停止するとき	口座振替納付(変更)申出書を提出する	金融機関、社会保険事務所
納付書を紛失したとき	納付書の再発行の手続きをする	社会保険事務所
保険料を納めすぎたとき	国民年金保険料還付請求を提出する	社会保険事務所
保険料を納めるのが困難なとき	免除の申請をする	市役所
保険料を納めるのが困難なとき(30歳未満)	免除または若年者納付猶予の申請をする	市役所
保険料を納めるのが困難なとき(学生)	学生納付特例の申請をする	市役所

お問い合わせ 市民生活部 市民課 保険年金班 TEL050-3381-5040 または 各総合支所・住民センター 市民課

就学指定校の変更申請について

南島原市立小・中学校では、住所地で通学する学校が定められています。
ただし、特別な事情などにより指定校以外の学校へ通学を希望される場合は、次の条件をすべて満たし、かつ、次の申請事由に該当する場合に就学指定校の変更申請が認められます。

条 件

- ・保護者が通学経路、通学方法を明確にした上で、通学途上の安全について責任を持つことを承諾すること
- ・教育委員会が必要と認めた書類などが添付されていること

申請方法

教育委員会学校教育課および各地域事務所で、「通学区域変更承認願」に必要事項を記入し、申請してください。(ほかに添付書類の提出を求めることもあります)

申 請 事 由	許 可 権 限
転居したことにより、校区が変わった場合	申請した日の属する学期または学年の最後の日まで
校区外に居住しているが、1年以内に申請の校区に住所を定めることが確実な場合	申請した日から転居予定日まで
校区外に転居するが、1年以内に現在の校区に住所を定めることが確実な場合	申請した日から転居予定日まで
(※) 特別支援学級が設置してある学校へ通学することが望ましい場合	申請した日(入級した日)から卒業まで
病気治療または心身上の理由などにより、教育上の配慮が必要な場合	申請した日から保護者が希望する日まで
児童が帰宅したときに、保護者が勤務などで不在である場合	申請した日から学年末までの保護者が希望する日まで 6学年まで延長可
その他、教育的な配慮を特に必要とする場合	申請した日から保護者が希望する日まで

※特別支援学級とは、障害等のある子どもに対して、その特性に応じた教育支援を行うことのできる学級のことです。

児童・生徒の就学援助について

南島原市では、経済的理由によって就学困難と認められる児童、生徒の保護者に対して、就学援助を行っています。(準要保護児童生徒就学援助制度)

準要保護児童生徒就学援助制度とは

生活保護法の被保護世帯に準ずる程度に困窮している世帯に対して、市が援助する制度です。

手続き方法

援助を受けるためには、準要保護世帯の認定が必要です。

就学援助申請書は、教育委員会学校教育課および各地域事務所にあります。
(各小中学校にもあります)

援助の内容

準要保護世帯の小中学生を対象に、次の援助をします。

- 1. 学用品費など**
学用品費、通学用品費、通学費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費
- 2. 医療費**
結膜炎、中耳炎、虫歯など学校で治療の指示を受けた疾病の治療に要する費用
- 3. 学校給食費**

お問い合わせ 南島原市教育委員会 学校教育課 TEL050-3381-5081